

国 都 街 第 3 8 号
平成30年7月13日

公益社団法人立体駐車場工業会会長 殿

国土交通省都市局街路交通施設課長



機械式立体駐車設備の適切な維持管理について（要請）

国土交通省では、昨年12月に社会資本整備審議会都市計画・歴史的風土分科会都市計画基本問題小委員会都市施設ワーキンググループにおいて、機械式駐車装置安全対策サブワーキンググループでの議論を基に、機械式駐車装置のさらなる安全確保に係る取組についてとりまとめました。

今般、このとりまとめに基づく「設置後の点検等による安全確保」の推進に向けて、点検の質を確保し、安全性能を確実に維持する観点から、「機械式駐車設備の適切な維持管理に関する指針」を別添のとおり策定しました。

本指針は、路外駐車場管理者が機械式駐車設備を駐車場法施行令に定める技術的基準に適合するように維持するために必要と考える機械式駐車設備の保守点検に係る標準的な事項を定めたものです。また、路外駐車場以外の駐車場の管理者が管理する機械式駐車設備についても、本指針への準拠を推奨しております。

なお、実際に個別の機械式駐車設備を管理するにあたり、本指針の内容を包含したより重点的な保全計画や、本指針と同程度以上の安全性確保に資する保全計画等を策定・運用することを必ずしも拒むものではないことを申し添えます。

つきましては、貴会におかれましては、下記の点について対応を宜しくお願いいたします。

記

1. 貴会の会員各社等に対して、機械式立体駐車設備の安全性確保に向けて、本指針による適切な維持管理について周知・要請すること。
2. 管理者をはじめとする各関係主体に対して、講習会の開催等を通じて、本指針による適切な維持管理に関する理解を促すこと。
3. 路外駐車場以外の機械式駐車設備の管理者に対しても、本指針への準拠を促すよう努めること。

<担当者連絡先>

国土交通省都市局街路交通施設課 奥田・山田・三次
電話 03-5253-8416（直通）